

目次

- 1面 国保の財政状況、特定健診、人間ドック・脳ドック
- 2面 保険証のマイナンバー一体化、国保の加入・脱退手続き、第三者行為、学生特例 など
- 3面 産前産後減額制度、倒産・解雇等の軽減措置、国保税の特別徴収 など
- 4面 マイナンバーカード利用の案内

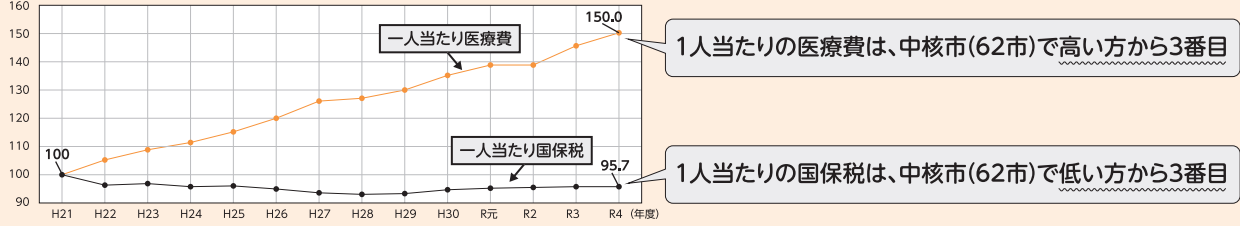
厳しい本市国保の財政状況 令和4年度は約26億円の赤字!! ☎ 216-1227

令和4年度決算
 歳入：667億円
 歳出：693億円
 収支：▲26億円

赤字の要因

- ①一人当たり医療費が医療の高度化や高齢化に伴い増加していること
- ②国保加入者(被保険者)の減少に伴い、税収が減少傾向となっていること
- ③国保加入者の保険税の負担軽減を図るため、平成21年度以降、税率を据え置いていること

1人当たりの医療費と国保税の推移 ※H21年度を100とした場合



鹿児島市からのお願い — 特定健診を受診しましょう —

- 本市の国保財政は、中核市(62市)で唯一、赤字が発生するなど、非常に厳しい状況です。
- 年々増加している一人当たりの医療費を抑制するためには、特定健診を受診し、生活習慣病を早期に発見、早期に治療し、重症化を予防することが大切です。

注目 ▶ 年に1度の特定健診を受けましょう!! サンサンコールかごしま ☎ 808-3333

◆ **対象者**：40歳～74歳までの方
 ◆ **必要なもの**：鹿児島市国保の保険証 ※保険証が受診券を兼ねています (マイナンバーカードを保険証として利用している方も従来の紙の保険証が必要です)

《2通りある特定健診の受け方の流れ》


医療機関で受診	集団健診で受診
STEP① 医療機関を選ぶ	STEP① 日程を選ぶ
STEP② 電話で予約する	STEP② 受診する
STEP③ 受診する	※一部予約が必要な会場があります。

●現在、医療機関で通院中の方も特定健診の対象です。かかりつけの医療機関へご相談ください。
 ●集団健診日程および受診できる医療機関一覧表は同封の「特定健康診査のお知らせ」のチラシまたは、市ホームページ(R6年度の情報は4月以降)をご覧ください。

お得① 自己負担額は0円!
 約1万円の検査費用が無料です

お得② トク得クーポン!
 健診を受けた方には、トク得クーポン券をお渡しします
 「特定健診等トク得応援隊」に登録されているお店に提出するとお得な特典を受けることができます


お得③ 市内公衆浴場入浴券!
 さらに、令和6年度に特定の年齢に達する方には市内公衆浴場入浴券を2枚交付します



特定健診で分かる生活習慣病
 糖尿病、腎臓疾患、高血圧症、高尿酸血症、脂質異常症、肝臓の障害など


特定健診の検査内容
 問診、身体計測、理学的検査(診察等)、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査

《保健指導》
 保健指導の対象となった方には、後日ご連絡いたします。保健指導は、生活習慣によって引き起こされる疾患から、あなたを守るための生活習慣改善プログラムです。



令和6年度人間ドック・脳ドック利用補助希望者を募集します ☎ 808-7505

【対象者】：4月1日現在35歳以上で、納期到来分の国保税完納世帯の人(昨年度同じドック補助を受けた人を除く)。
 ※人間ドックと脳ドックの両方の申し込みは不可。
【内容】：検査費用の半額を補助(上限2万円、消費税は自己負担)
 市内の指定医療機関(人間ドック9か所、脳ドック8か所)で受診することができます。
 ◎定員を超えた場合は抽選となります。
 ◎募集期間、募集定員等については、「市民のひろば4月号」「市ホームページ」をご覧ください。



医療費(病院代)節約のポイント 普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診のしかたによっては、無駄を省き、節約することができます。家計の節約と同じように、医療費も節約していきましょう!

- ① 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう
- ② 「はしご受診」はしないようにしましょう
- ③ 時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- ④ ジェネリック医薬品を使用しましょう
- ⑤ かかりつけ医を持ちましょう
- ⑥ お医者さんを信頼し、指示を守りましょう

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、令和6年12月2日以降は、新しい紙の保険証は交付されなくなります。マイナンバーカードをお持ちでない方などには、別途「資格確認書」が交付される予定です。なお、現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。



マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する質問・疑問については、デジタル庁の「よくある質問」をご確認ください。

国保の加入脱退は自動的に行われないので必ず届け出が必要です

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。各届け出にはマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)と手続きに来る人の本人を確認できるもの(運転免許証など)も一緒にお持ちください。(別世帯の人が代理人として手続きをするときは委任状をお持ちください。)



※本市国保資格喪失年月日以降にそのまま保険証を使用すると、後日、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	※転入届後に加入手続きができます
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	※職場の健康保険の資格喪失年月日以降に加入手続きができます
	子どもが生まれたとき	※住民登録後に加入手続きができます
	生活保護を受けなくなったとき	保護(廃止)決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証(世帯全員分)
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(該当者全員分)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護(開始)決定通知書
その他	市内間で転居したとき	保険証(世帯全員分)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分離または合併したとき	
	保険証をなくしたり汚したりしたとき(再発行)	汚した保険証

第三者行為による傷病届のご案内

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。



ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。

(届け出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します)

学生特例のご案内

学生特例とは、修学のため他市区町村に転出している学生が、対象要件を満たせば親元の国民健康保険の被保険者と認められる制度です。現在学生特例を受けている人で、今年3月に卒業する人は国保の資格喪失の手続き、進学で修学延長する人は特例延長の手続きがそれぞれ必要です。



また、新たに学生特例を希望される場合も手続きが必要です。

高額療養費制度のご案内

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる限度額を超えたとき、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間となります。



はり、きゅう施設利用券の交付

はり、きゅう施設利用券の申請前に**特定健診を受けてください!!**

【交付要件】

- 納期到来分の保険税完納世帯であること
- 40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること



医療費の一部負担金減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減した場合に、申請から3ヶ月以内の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。



注目 ▶ 産前産後の保険税が減額になります ※届け出が必要です

☎ 216-1229

令和6年1月から産前産後期間の国保税減額制度が始まりました。届け出により、対象の被保険者にかかる国保税のうち、出産予定の日または出産の日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定の日または出産の日が属する月の3か月前から6か月間)の所得割額・均等割額が免除されます。

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

【対象者】

令和5年11月1日以降に出産した国保の被保険者

【届け出に必要なもの】

母子健康手帳または医療機関が発行した出産の予定日や多胎妊娠の事実を明らかにできる証明書等、届け出に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、対象者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード等)、委任状(代理人が届け出する場合)

※出産後に届け出をする場合には、出産した被保険者と子との、親子関係がわかる書類が必要な場合があります。



市県民税の申告のお願い

☎ 216-1229

令和6年度の国保税は、加入者の令和5年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課または各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ①税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人、または給与収入のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
- ②公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)の人で、令和5年中の支給額(複数の年金を受給されている人はその合計額)が151万5千円以下の人
- ③令和5年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人(鹿児島市外の親族から税金上の扶養となっている人は申告が必要です)

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

☎ 216-1229

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ①離職日時点において65歳未満の人
- ②雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33に該当する人

【申告時に必要なもの】

雇用保険受給資格者証(原本)又は雇用保険受給資格通知(原本)、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードなど)

※雇用保険受給資格者証等の交付を受けたら、早めに申告してください。



国保税の特別徴収(年金からの差引き)について

☎ 216-1229

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。(ただし、年度途中で世帯主が75歳に到達するなど一定の条件に該当する場合には対象になりません)特別徴収額などについては、それぞれの区分に応じた時期に通知書を送付してお知らせします。

区分	通知書名	通知時期	
すでに特別徴収の世帯		2月	
令和6年度から新たに特別徴収が始まる世帯	4月開始	仮徴収通知書	2月
	6月開始		4月
	8月開始	納税通知書	6月
	10月開始 ※	納税・更正通知書	6・7・8月

※10月開始については、6月・7月・8月のいずれかにお知らせします。

◎年間の特別徴収額ができるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更した通知書を4月に送付する場合があります。

口座振替・自動払込制度をご利用ください ☎ 216-1230

市役所の国保担当窓口、金融機関での口座振替依頼書によるお手続きに加え、パソコンやスマートフォンからも口座登録ができるようになりました。

また、Pay-easy(ペイジー)により市役所の窓口でも簡単にお手続きができるようになっています。

【Pay-easy(ペイジー)による手続きに必要なもの】

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、キャッシュカード(銀行印は不要です)



電子申請サービスのご案内 ☎ 216-1230(納税関係)

☎ 216-1228(保険証関係)

下記の手続きはスマートフォンやパソコンからWeb上で申請し、郵送で受け取ることができます。発行手数料が有料のもの(※)は、クレジットカード決済が必要です。

- 国民健康保険税納税証明書(税申告用・市長印あり) ※
- 国民健康保険税納税証明書(滞納がないことの証明) ※
- 連絡票(税申告用) ●国民健康保険税納付書再発行依頼
- 国民健康保険(取得・喪失)証明書 ※
- 国民健康保険税口座振替依頼書のお取り寄せ



スマートフォン決済アプリによる納付サービスのご案内

☎ 216-1230

国保税をスマートフォン決済アプリで納付することができます。

納付書の有効期限内であれば、24時間、365日、いつでもどこでも納付することができます。



～ マイナンバーカードを使った受付方法 ～

(マイナンバーカードを利用して資格確認を行う方法)

マイナンバーカードでの受付は3ステップでとても簡単!

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。

ステップ①

顔認証または暗証番号を選択する


本人確認の方法を選んでください。

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

ステップ②

本人認証

顔を枠内に入れてください。



暗証番号を入力してください。

● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

ステップ③

同意選択(過去の診療などの情報を利用するか選択)

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。



忘れずに顔認証付きカードリーダーからマイナンバーカードを取り出してください。

ヤマダ タロウ様
確認が完了しました。

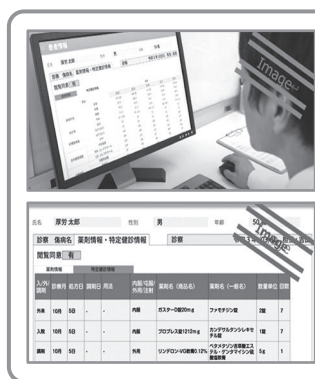
終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

マイナンバーカードで受診いただくと過去のデータに基づく、適切な医療が受けられます

過去のお薬情報から適切なお薬が処方されます

過去の診療情報などの提供に同意いただくと、医師・薬剤師等が、過去の診療の情報や、お薬の情報を見ることができるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療が受けられるようになります!

例えば...



医師：体調で気にされていることはありますか？

患者：最近、しきりに口が乾いてしまうんですね。何かの病気でしょうか...

医師：同意いただいているので、お薬の情報を確認しますね。確認したところ、口が乾くのは他の病院から出ているお薬の影響だと思えます。病気ではありませんが、水分はこまめにとってください。

患者：そうなんですね。ありがとうございます。他の病院のお薬の情報も見てもらえるのは安心ですね。



《 マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ 》

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

一部のIP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合(通話料がかかります)
マイナンバーカード等 050-3818-1250 その他のお問合せ 050-3816-9405

国保に関するお問い合わせは

本 庁	国民健康保険課 別館1階3番窓口	給付係 ☎(直通) 216-1228
	国保の加入・脱退、給付については	保健事業係 ☎(直通) 808-7505
	特定健診・保健指導については	賦課係 ☎(直通) 216-1229
	国保税の計算・内容については	納税係 ☎(直通) 216-1230
	国保税の納付・納税相談については	庶務係 ☎(直通) 216-1227
	国保の財政については	
谷山支所	市民課国民健康保険係	☎(直通) 269-8414
伊敷支所	総務市民課市民係	☎(直通) 229-2115
吉野支所	総務市民課市民係	☎(直通) 244-7284

吉田支所	総務市民課市民係	☎(直通) 294-1212
桜島支所	桜島総務市民課市民係	☎(直通) 293-2347
〃	東桜島総務市民課	☎(直通) 221-2111
喜入支所	総務市民課市民係	☎(直通) 345-3754
松元支所	総務市民課市民係	☎(直通) 278-2114
郡山支所	総務市民課市民係	☎(直通) 298-2113
サンサンコールかごしま		☎(直通) 808-3333
市ホームページアドレス	http://www.city.kagoshima.lg.jp/	

国保のすがた

世帯数：74,785世帯
被保険者数：108,103人
(令和6年1月末現在)

